

(2) 平成23年度の取組経過

- ①研究協力校・専門委員の委嘱
- ②研究協力校への学習支援員の配置
- ③学習支援員への悉皆研修の実施（養成研修及びフォローアップ研修）
- ④学習支援員への希望研修の実施（保護者教室全6回への案内）
- ⑤研究協力校でのアンケート実施
- ⑥マニュアル（学習支援研究・開発事業報告含む）作成・配布
- ⑦全体会 及び 作業部会 での活動
授業観察・アンケート内容の検討・マニュアル内容の検討・課題整理・研究・報告
- ⑧報告会の実施

3 学習支援員の受け入れ体制について

～実践からの考察より～

(1) 対象となる児童生徒

発達障害等の要因により学習方法や理解の仕方に偏りがあり、一斉指導では学習の理解や定着が難しいために、二次障害として不適応行動が表出している、あるいは表出する懸念があり、その特性に応じた学習面への特別な支援が必要だと思われる児童生徒が対象になります。

校内委員会で共通理解を得て、個別の指導計画を作成していくことが必要です。

(2) 対象児童生徒本人や保護者の理解

学習支援員を受け入れるに当たって、教職員の共通理解が必要なことは言うまでもありませんが、対象児童生徒本人やその保護者の理解があることも大切な要件になってきます。自分の得意なところや苦手なところを知り、自分にあった学び方を知ることが大切になります。

(3) 支援内容の明確化

これまでの支援をふりかえり、学習支援員に支援をしてもらいたい内容

や方法について、明確にしておきます。

(4) 面談での確認事項

学習支援員を受け入れるに当たり、校長等は必ず面談をし、次のような内容を確認することが必要です。

- ・個人情報の管理に関すること
- ・対象児童生徒の実態に関すること
- ・支援の内容に関すること
- ・特別支援教育コーディネーターとの顔合わせ
- ・学習支援を行う曜日と時間帯（給食の有無）
- ・勤務に関する書類 等

(5) 最初に用意しておきたいもの

学習支援員が学校の一員としての意識をもって、意欲的に活動するためには、受け入れる学校として用意しておきたいものをあげました。

学習支援員への配布物 等
学校要覧 等
年間行事予定
学校案内図
学校便り、学年便り
校時表
学校生活の決まり（例：○○小学校スタンダード等）
週案のコピー
連携シート（ファイル 支援記録メモ 等）
対象児童生徒の支援が必要な教科の教科書
対象児童生徒のこれまでの学習が分かるもの
対象児童生徒の在籍学級の座席表
出勤確認表 及び 出勤札
名札
靴箱 及び ロッカー
職員室に机（居場所）
配布物用のポスト
その他 支援に必要なもの